

～受けとめて
ください
子どもたちの
メッセージを～

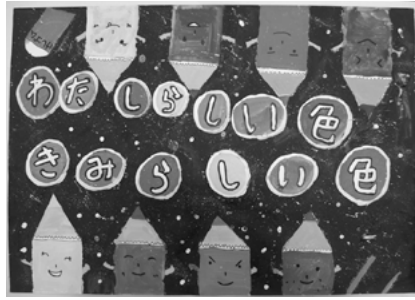
人権ポスターと 人権標語を作りました

「誰にとっても居心地のよいまちや学校に」という願いを込めて、市内の子どもたちが毎年、人権学習の一環として人権ポスターと人権標語の作品づくりに取り組んでいます。今年度の作品の中から各校の1作品を紹介します(敬称略)。

問 人権擁護課(西庁舎)

☎ 77・7036
☎ 77・4101

ポスター



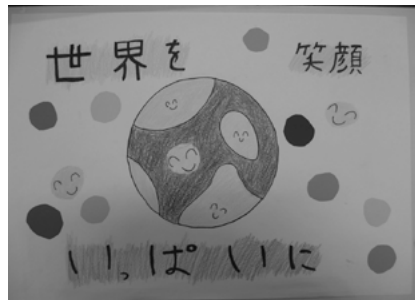
三雲小学校4年 堀池 和花



石部中学校3年 伴 菊香



水戸小学校5年 上柳 夢空



菩提寺小学校5年 松田 夕奈

標語

「だいたいよつぐ 君ならいえる その言葉」

「私たち いろんな気持ちで生きている」

「合わせるな みんなとちがう なにが悪い」

「心の手 笑顔でつながる 魔法の鍵」

下田小学校 5年 三瀬アユミ

石部南小学校5年 林 愛友花

甲西中学校 2年 竹澤 寛太

甲西北中学校2年 鮫島美菜心

人権シリーズ

共に生きる社会をめざして
地域で安心して、自分らしく暮らすために

私たちは誰でも、自分の思いや願いが大事にされること、自分の生活を自分で決める権利をもっています。

しかし、障がいがあることによって、その当たり前の権利がおびやかされることがあります。

「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律(障がい者差別解消法)」は、全ての国民が障がいの有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

◆障がいを理由とする差別とは?

障がいを理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

また、障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明(知的障がい等により本

人自らの意思を表明することが困難な場合には、その家族などが補佐して意思の表明をすることもできます)があつた場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な合理的な配慮を行うことが求められます。こうした配慮を行わないこと、障がいのある人の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

◆障がい者差別のない社会の実現のために

障がい者が安心して暮らせる社会の実現には、私たち一人ひとりの正しい理解と行動が必要です。

お互いの意思疎通や理解の不足により、差別が起こることもあります。事業者や障がい者がお互いに歩み寄り理解を深めていくことが、差別解消の第一歩につながるのだと思います。

《今月は社会福祉課が担当しました》